

次期住民情報システム環境構築等業務委託に
係る業務受託仕様書

平成30年4月

1 業務受託仕様の概要

箕面市（以下、「本市」という。）の住民情報システムは、平成19年度に汎用機からオープン系システムに更新後、平成24年度に維持管理コストの削減、業務の効率化、操作性及び住民サービスの向上を実現するために、サーバ等を自庁内で設置する形式でシステム更新し、安定したシステム運用稼働を図っている。

今回、平成30年度に前回の更新から6年目に入り、サーバ等のハードウェア更新の時期を迎えることや、現行のシステム運用における課題を解決するためにシステムの再構築を行うものである。

更新にあたっては、番号制度や国保広域化の開始など、柔軟なシステム対応が求められる中、個人情報の保護に対する高水準なセキュリティ対策が必要不可欠である。また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）や「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）において、「地方公共団体はクラウド導入等の計画を策定し、国はその進捗管理をする」とこととされている状況に鑑み、クラウドを前提としたシステム導入を実施する。

1-1 課題

以下の課題を解決することが次期住民情報システム環境構築等で必須である。

(1) システム経費の削減

本市の住民情報システムの運用・保守においては、電算システムの担当室が包括して運用・保守を管理している。しかしながら、システムの更新時期を統一することが難しかったため、基幹システム以外の一部のシステムは各担当室で運用・保守を実施している。

今回の更新にあたっては、各担当室で運用・保守をしているシステムに関しても、電算システムの担当室で包括した導入及び運用・保守を実施することでシステム経費の削減を図る必要がある。

(2) クラウドサービスの導入及び運用・保守

本市の住民情報システムは現在までサーバ等を自庁内で設置する形式で導入及び運用・保守を実施しているため、クラウドサービスの導入及び運用・保守のノウハウがないことが課題である。

そのため、導入ベンダーには、既に同規模団体でクラウド形態での導入及び運用・保守の実績を求める必要がある。

(3) 番号制度に対するシステム対応

番号制度が施行されてから初めての住民情報システムの再構築となるため、情報連携に係る作業内容の精査が必要である。また、今後の番号制度の拡充が見込まれる中、データ標準レイアウトの改版やシステム改修が必要となり、職員への負担が増加する恐れがあるため、番号制度に関する柔軟な対応が可能なシステムが必要である。

(4) 国保広域化に対するシステム対応

本市は平成30年4月から国民健康保険料の資格及び賦課は市町村事務処理標準システムでの運用を開始していることから、今回のシステム再構築において市町村事務処理標準システムの導入が前提となるため、住民記録や市税等のデータ連携を円滑におこなう必要がある。

(5) 税や国保料等の口座振替処理の見直し

現在、本市では口座振替処理において、フロッピーディスクを記録媒体として使用し、各銀行に口座振替データを送付している。しかしながら、メーカーによるフロッピーディスクの生産が中止されて流通在庫に限りがあるため、早急に口座振替処理の仕組みを見直しする必要がある。

1-2 目的

上記に示した課題を克服すること踏まえ、次期住民情報システム環境構築等業務委託（以下、「業務（1）」という。）における目的を以下のとおりとする。

(1) 可用性の高い業務パッケージの導入

原則は、提供される業務パッケージを利用することとし、各業務パッケージの標準機能に業務運用を合わせる。しかしながら、著しく市民サービスの低下に影響する場合は、業務パッケージの機能強化をして導入すること。

(2) 業務パッケージの標準機能改善

業務パッケージに実装される機能については、標準機能としての機能強化を求める。

(3) クラウドサービスの利用

更なるセキュリティの向上、災害対策に優れたシステム構成とする。

(4) 番号制度に対応

番号制度の拡充が見込まれる中、システム改修の対応を迅速かつ適正に実行することで、住民サービスの向上を図る。

(5) 法改正に対する改修費の適正化

法改正に対する改修費は、システムの根幹に影響するような大規模改修や国や府からの補助金交付の対象となる改修を除きシステム保守内で対応することで追加費用が発生しないものとする。

また、法改正に柔軟な対応ができる業務パッケージを導入し、住民サービスの向上を図る。

(6) 職員負担の軽減

システムの操作性、可用性、汎用性を高め、利用する職員の負担を軽減する。

(7) 一元化した運用・保守体制

各業務システムの運用・保守体制を一元化することで、安定したシステム運用・保守の体制を整える。

(8) システム経費の削減

統合型業務パッケージを導入することで、後年経費にかかる経費を削減していく。

1-3 スケジュール

各業務システム（以下「提案システム」という。）の本番環境の稼働開始は、平成31年1月4日（金）を想定している。現状は一部のシステムを除き多くのシステムのサーバ等は既に延長保守対応となっているため、平成30年12月末までにシステム開発、データ移行及び動作検証を終えることが必要と考えている。ただし、受託者の責において平成31年1月以降の延長保守対応の手段がある場合はその限りではない。

1-4 主な業務内容

以下の各項目及び「住民情報システム機能要件書関連資料」に定める機能を持った提案システムを導入し、稼働させるために必要な作業一切を含むものとする。

(1) 提案システムの設計・調達・設定・調整

- ①提案システムの範囲は、「別紙1 業務システム一覧」を参照すること。
- ②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。

(2) 提案システムの稼働に必要なハードウェアの設計・調達・設定・調整

- ①提案システム稼働に必要なハードウェアの詳細については、受託者にて提案すること。
- ②提案システムが余裕をもって稼働する数量（容量）とすること。
- ③「別紙4 クライアント端末詳細一覧」の既存端末（項番25～36）の設置・設定を含む。
- ④ネットワーク機器の調達・設置・設定含む。
- ⑤納入物品の所有権は、受託者から本市に移転し、同時に、その納入物品は本市に対し引渡されたものとする。
- ⑥これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。

(3) 提案システムの稼働に必要なソフトウェアの調達・インストール・設定・調整

- ①「別紙4 クライアント端末詳細一覧」の既存機器へのインストール・設定・調整を含む。
- ②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。

(4) クラウドサービスの設計・調達・設定・調整

- ①信頼性、安全性の高いクラウドサービスの導入をすること。
- ②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む

(5) 外字を含めた文字環境の整備

- ①JIS90互換フォントからJIS2004に変換する作業を含む。
- ②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む
- (6) 他システムとのデータ連携再構築
 - ①各連携先のインターフェースに合わせる。なお、現行のインターフェース等は本調達仕様書に記載できないため、他自治体での実績や経験を踏まえて費用を積算すること。
 - ②これに必要な本市担当者及び他システムベンダーとの打ち合わせを含む
- (7) 現行システムから提案システムへのデータ移行計画の作成、データ移行及び移行検証作業
 - ①現行ベンダーからのデータ抽出費用は受託者で負担するものとする。
 - ②これに必要な現行ベンダーとの打合せ・各種調整を含む。
- (8) 本市セキュリティポリシーを踏まえた対応
 - ①個人情報扱う提案システムにおいて、本市セキュリティポリシーに準拠したセキュリティ対策を施したシステムの導入及び運用・保守体制をとること。
 - ②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む
- (9) 稼働に向けて必要となるテスト作業やドキュメントの作成
- (10) 運用にあたって必要となる諸検証作業
- (11) 提案システム導入にあたっての研修計画の作成と、本市職員への研修の実施
- (12) マニュアル等、提案システムの稼働にあたり必要なドキュメントの作成
- (13) 本稼働立ち会い

2 既存システム

(1) システム概要

①オンラインサービス

- ・月曜日～土曜日まで8時～22時
- ・日曜日、祝日は図書館での証明発行業務をおこなっているため9時～22時
- ・期日前選挙期間中は、6時～23時30分

②既存業務システムに係る機器構成

「別紙2 システム機器構成」の①既存業務システムの機器構成を参照すること。

③既存システムのデータ連携概要

「別紙3 既存システムのデータ連携概要」を参照すること。

3 提案システム

以下の点についての要件を満たすシステムを導入すること。

3-1 基本要件

- (1) 提案システムは、クラウドサービスで導入するものとし、原則サーバ機器はデータセンターに設置する。業務パッケージは、導入時点で安定稼働の実績のあ

る最新版を用いること。また、業務パッケージは本稼働後10年間の保守サポートを保障されており、提案システムの運用維持に必要なハードウェアやソフトウェア更新が発生した場合において、業務パッケージにかかる経費を発生させないこと。

- (2) 住基CS及び住基ログ解析サーバにおいては、自庁内に設置する形式で設計すること。
- (3) 本番環境及びテスト環境（本番環境と同等の負荷に耐えるスペックがあること）のシステムとすること。
- (4) 本市の業務時間である8時45分～17時15分の間は、大規模災害を除きオンラインサービスが停止することがないように冗長性を持たせ信頼性のあるシステム構成とすること。
- (5) 提案システムにおいては、運用日（土・日曜日、祝日を含む）及び運用時間のスケジュールを管理し、運用を自動化する機能を設定・管理できること。
- (6) 業務パッケージに関してはノンカスタマイズを基本として、導入することでコスト削減を図る。ただし、住民サービスの低下に繋がる機能不足に関して、カスタマイズが必要と判断する場合はその限りではない。
- (7) 業務パッケージに実装される標準機能については、システム運用保守内で定期的に機能強化を図ること。
- (8) 法改正に対する改修費は、システムの根幹に影響するような大規模改修や国や府からの補助金交付の対象となる改修を除きシステム保守内で対応することで追加費用が発生しないものとする。
- (9) EUC機能等を用いて、汎用的に利用者が必要なデータを抽出ができること。
- (10) コストメリットを最大限に図るため、導入予定の提案システムに関しては統合型業務パッケージを導入すること。ただし、統合型業務パッケージに本市が求める機能が充実しておらず、個別パッケージを導入することで本市が求める機能を満たす場合はその限りではない。
- (11) 提案システム稼働に係るサーバや端末に、セキュリティ対策ソフトを導入すること。
- (12) 本市が別途用意する資産管理ソフトを導入し、端末の監視及び外部媒体の接続の可否判断を行うこと。
- (13) オンラインサービス開始時間は8時からを想定している。終了時間は、夜間バッチに影響のない範囲で本市と協議のうえ判断するが、現行と同様に22時まではオンラインサービスが使用できるものとする（計画的な停止は除く）。
- (14) 提案システムにおいて、平成31年5月施行予定の元号改正に対応すること。
- (15) 市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の口座振替について、効率的な運用が可能な仕組みを構築すること。

3-2 システム要件

提案システムにおけるシステム構成は、以下の示す要件を満たすこと。

- (1) ハードウェア

- ①ハードウェアは、最新版の機器を選定すること。
 - ②サーバについて、最大限のコストメリットが創出される構成とすること。クラウドサービスを導入するため、リソース提供型の仮想サーバでのシステム構築を想定しているが、長期的なシステム利用を考慮した際、コストメリットが創出できる場合に限り物理サーバとの併用も可能とする。
 - ③サーバについて、提案システムを利用する端末台数を考慮したうえで、レスポンスの低下をまねかないスペックでシステム設計・構築すること。
 - ④システム構成上、本市のサーバ室に設置する場合はサーバラック構成にて設計・構築すること。また、サーバラックについては必要数を受託者で積算しておくこと。
 - ⑤提案システム導入後も使用し続ける既存端末（Microsoft Windows 7）については、今回の更新作業でMicrosoft Windows 10へのアップグレードをして提案システムにおいても利用できるように設定作業をすること。なお、リカバリディスクは本市で用意するものとする。
 - ⑥業務端末については、システムが余裕をもって稼働するスペックとする。また、職員が統計データ等の大容量データの加工作業をする場合を考慮すること。
 - ⑦ネットワーク機器においては、機器の障害対策として自動的に切り替えを瞬時にできる方式で冗長化構成とすること。
- (2) ソフトウェア（業務パッケージ除く）
- ①提案システムの稼働に必要なソフトウェアについては、受託者で端末台数を考慮したうえで、必要数を積算すること。
 - ②提案システムで稼働する端末で利用するオフィスソフトは「Microsoft office Professional 2016」とすること。なお、必要数は「別紙2 システム機器構成」の②提案システムにおける機器一覧を参照すること。

3-3 業務パッケージ要件

提案システムにおける業務パッケージは、以下に示す要件を満たすこと。

- (1) 入札参加表明者に別途配布する「住民情報システム機能要件書」に示す各業務機能の実装を行うこと。「住民情報システム機能要件書」に記載されている内容を十分に読み取ること。
- (2) 入札参加表明者に別途配布する「各業務システムと根拠法令等」に記載する法令等の規定どおりに動作すること。
- (3) 本市の条例、規則及び要綱で定められている帳票については、既存の様式とすること。その他の帳票については、提案システムが実装している標準帳票を使用するものとする。ただし、標準帳票で各業務に支障が発生する場合は、既存の様式にするものとする。なお、帳票を本市が指定する標準様式にカスタマイズする費用については、他自治体での経験から費用を積算すること。

3-4 他システムとのデータ連携

提案システムと他システムとのデータ連携方法については、『別紙1 業務システム一覧』に記載している連携システム及び『別紙3 既存システムのデータ連携概要』を参照のうえ、オンライン連携を基本とした仕組みを構築すること。また、連携インターフェイスは各連携先インターフェイスに合わせる。なお、受託者は、各システムの連携に際して主体的に本市及び連携先システムの保守を行う事業者との調整協議を行い、整合を取りながら作業を進めること。

3-5 ネットワーク環境の再構築

クラウドサービスの導入に伴い、データセンターと庁内を接続する回線は以下の要件を満たすこと。また、現行の既存ネットワーク機器の保守切れに伴い、庁内の既存ネットワーク機器の更新を以下のとおり実施すること。

(1) データセンターとの接続回線

データセンターとの接続回線はLGWAN、専用線、イーサネットVPN、IP-VPNのいずれかの通信回線とする。回線帯域については、使用する端末数やデータ容量を考慮したうえで、業務が遅滞することのないレスポンス時間を確保できる帯域を選定すること。システム稼働後に、業務が遅滞するレスポンス時間と判断した場合は、受託者の責において真摯に改善の対策を講じること。

なお、データセンターとの通信においては、転送データの暗号化等のセキュリティレベルの強化を図ること。

(2) 既存庁内ネットワーク

現行の庁内ネットワークの構成は、『別紙5 庁内ネットワーク概要図』のとおり上下水道局をセンターとしたスター型とし、本庁、別館、総合保健福祉センター、豊川支所、とどろみ支所、中央図書館、第三別館を結んでいる。

次期庁内ネットワークにおいても、現行の住民情報系ネットワーク（光ファイバ専用線）を活用し、ネットワーク設計及び機器の設置・設定にあたっての一切の作業をすること。既存ネットワーク設定情報については、落札者決定後にドキュメントで提示する。ドキュメントに記載されている設定情報に過不足がある場合は、現行の庁内ネットワーク保守事業者との調整協議を行い、整合をとりながら作業を進めること。

なお、庁内ネットワークで利用している住民情報系ネットワーク（光ファイバ専用線）の費用については、本調達の費用に含まないものとする。

3-6 クラウドサービス

- (1) クラウドサービスで利用するデータセンターは国内法の適用が及ぶ場所に設置すること。
- (2) データバックアップ、サーバの運用監視、保守については、提案システム保守業務委託の範囲内で実施すること。
- (3) クラウドサービスの提供に用いるハードウェアについて、障害が発生しても業務を継続できるよう、冗長化等の対策をとること。
- (4) クラウドサービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サー

バ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器等について、以下のセキュリティ対策を講じていること。

- ①プラットフォーム、サーバ、ストレージについてコンピューターウイルス等に対する対策を講じていること。
 - ②外部及び内部からの不正アクセスを防止する措置（ファイアウォールの導入等）を講じていること。
 - ③サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムが設置されている建物（情報処理施設）については、免震構造（建物の振動を緩和する仕組）又は耐震構造（強い振動にも耐えうる頑強な構造）を採用した建物を利用すること。停電や電力障害が生じた場合に電源を確保するための対策を講じること。水害・火災・落雷対策が行われ、機器等の発熱を抑えるのに十分な空調設備を有すること。
 - ④サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムが設置されている建物（情報処理施設）の重要な物理的セキュリティ境界に対し、従業員及び出入りを許可された外部組織等に対する入退室管理を行い、入退室記録を作成し、適切な期間保存すること。重要な物理的セキュリティ境界に対して監視カメラを設置し、その稼働時間と監視範囲を定めて監視を行うこと。また、監視カメラの映像を予め定められた期間保存すること。
- (5) 遠隔地保管用にLTO等の外部記録媒体に1世代以上のバックアップデータを自動的に保存する仕組みを構築すること。なお、遠隔地保管サービス業者とは別途、本市が契約するものとする。

3-7 セキュリティ対策

- (1) 提案システムでの利用者にかかる入力、更新、抽出、出力等の操作処理について、ユーザ認証機能や権限設定機能により、操作処理可能なユーザを制限できること。また、提案システムでの利用者に関する操作処理の履歴を追跡できること。
- (2) サーバ機器、端末機器、ネットワーク機器の設定にあたっては、セキュリティの確保に十分配慮すること。
- (3) サーバ機器及び端末機器のローカルディスクについて、管理者以外のユーザがアクセスできる部分を制限できること。
- (4) OS のパッチ (Windows Update) について、全端末にスケジュール設定による適用実行が可能となるように、仕組みを構築すること。
- (5) 全端末にID/パスワードに加え、生体認証装置を導入し、二要素認証の仕組みを構築すること。
- (6) 提案システムにおいては、原則シングルサインオンができること。
- (7) 全端末に対しコンピューターウイルス対策を講じ、パターンファイルの配信を自動で行えること。
- (8) 全端末に対し資産管理ソフトを導入し、端末の操作監視や外部媒体の接続設定が行えること。

- (9)「別紙4 クライアント端末詳細一覧」の機器は、提案システムの端末機として問題なく稼働するよう、上記(1)から(8)の内容に則して設定を行うこと。

3-8 データ移行について

原則として現行システムの全データを、業務に支障をきたすことなく移行すること。現行システムからのデータ抽出費用(65,970千円)は落札者が負担すること。データ抽出の条件は以下のとおりとする。なお、条件の詳細を確認する場合は、現行システムベンダー(株式会社日立システムズ)に直接確認すること。担当者の連絡先は、入札参加表明者のみに担当者の連絡先を伝える。

■データ抽出条件

- ①全件データ(テスト、仮移行、仮本番) 3回
- ②ファイル一覧
- ③ファイルレイアウト
- ④コード表
- ⑤データ件数
- ⑥Q&A 300件

4 システム保守要件

提案システムの円滑な運用を維持し、かつ関連業務の処理効率の維持・向上や、関連市民サービス等の安定・正確な提供を目的とする。次期住民情報システム運用維持管理等業務委託(仮称)(以下、「業務(2)」という。)の内容は、提案システムの稼働を維持し、上述の目的を達成するため、下記に示す一切の作業とする。

4-1 稼働維持

- (1)提案システムの運用支援体制を提示し、本市の承認を得ること。
- (2)提案システムの運用に関する相談対応、最新情報・事例の情報提供を行うこと。
- (3)インシデント管理を行い、対応状況を定期的に報告すること。
- (4)提案システムに障害が発生した場合の対応だけではなく、それらの発生を未然に防ぐために必要な措置を行うこと。
- (5)提案システムの変更作業等、オンライン業務に影響を与える作業については、業務に影響がない時間帯に委託者と協議のうえ、対応ができること。
- (6)提案システムのネットワーク構成、ハードウェア構成、ソフトウェア構成を正しく把握・管理し、ネットワーク構成図、ハードウェア一覧、ソフトウェア一覧等のドキュメントを作成・管理すること。
- (7)運用・操作マニュアルを提供し、システム等変更があった場合もその都度速やかに改訂版を提供すること。
- (8)提案システムの運用日(土・日曜日、祝日を含む)及び運用時間のスケジュールを管理し、運用を自動化する機能を設定・管理すること。
- (9)あらかじめ設定されたスケジュール以外の日付や時刻へ変更できること。
- (10)上記(8)及び(9)については計画書及び運用案を作成し、本市の承認を得

ること。

(11) クラウドサービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ、ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器等について、以下の運用管理を行うこと。

- ①情報セキュリティ監視（稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視等）の実施基準・手順等を定め、データセンターにおいては専門知識・技術を有する人員により監視を行うこと。
- ②稼働監視（応答確認等）を行うこと。
- ③障害監視（サービスが正常に動作していることの確認）を行うこと。
- ④パフォーマンス監視（サービスのレスポンス時間の監視）を行うこと。
- ⑤監視結果（稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視）により、障害等の異常を検知した場合は、本市に速報を通知すること。
- ⑥監視結果（稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視）について定期報告書の作成、本市への報告を行うこと。
- ⑦技術的ぜい弱性に関する情報（OS、その他ソフトウェアのパッチ発行情報等）の定期的収集、適用検証、適用作業を行うこと。
- ⑧コンピューターウイルス対策を講じ、パターンファイルを常に最新に更新すること。
- ⑨利用者データ、アプリケーションやサーバ・ストレージ等の管理情報及びシステム構成情報の定期的なバックアップを実施すること。バックアップの世代管理方法、バックアップの実施インターバル、バックアップのリストア方法等を明確にすること。バックアップされた情報が正常に記録され、正しく読み出すことができるかどうかについて定期的に確認すること。
- ⑩バックアップデータは、データセンターにおいて本市が別途契約した遠隔地保管サービス業者に LTO 等の外部媒体で毎月 3 回のデータ受渡をおこなうこと。

(12) 端末について、以下の運用管理を行うこと。

技術的ぜい弱性に関する情報（OS、その他ソフトウェアのパッチ発行情報等）の定期的収集、適用検証、適用作業を行うこと。

4-2 ハードウェア保守

- (1) 「業務（1）」にて調達するハードウェアについては、平成 31 年 12 月末までの期間は瑕疵担保期間とすること。
- (2) ハードウェア保守は、平成 32 年 1 月からの費用を積算すること。
- (3) ハードウェアのバグの対応については、システム保守内で対応すること。
- (4) 提案システムで使用するハードウェアの構成・情報を管理すること。

4-3 ソフトウェア保守

- (1) ソフトウェアのバグの対応については、システム保守内で対応すること。
- (2) 提案システムで使用するソフトウェアの構成・情報を管理すること。

4-4 業務パッケージ保守

- (1) サーバ機器・端末機器更新時に業務パッケージにかかる経費を発生させないこと。
- (2) 業務パッケージのバージョンアップを継続的に行うこと。バージョンアップの際は、事前にテスト環境を用いて検証を行うこと。また、事前に内容の説明を行うこと。
- (3) 法改正に対する改修費は、システムの根幹に影響するような大規模改修や国や府からの補助金交付の対象となる改修を除き、システム保守内で対応すること。追加費用が発生する場合は、速やかに本市と協議すること。
- (4) 業務パッケージのバグの対応については、システム保守内で対応すること。
- (5) 業務に関する設定変更が必要な場合は、速やかに対応すること。

4-5 障害対応

- (1) 障害時の迅速な原因分析・復旧のための体制を提示し、本市の承認を得ること。障害発生時の連絡窓口については、ハードウェアに起因するものか、ソフトウェアに起因するものかの切り分け判断がつきにくいいため、一本化する体制をとること。
- (2) 障害発生時の原因分析・復旧においては、ハードウェアとソフトウェアのシームレスな対応を行い、速やかに復旧作業にあたること。
- (3) 収集した障害情報を基に原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正処理・予防措置を講じること。また、障害の原因、影響範囲、対処方法、再発防止策を取りまとめ、障害報告書として本市に報告すること。

5 後年経費

平成31年1月のシステム本稼働から5年後にハードウェアの更新を想定しているが、その際に係る更新経費も(様式3)受託業務等内訳書の②次期住民情報システム運用維持管理等業務委託(仮称)「6 その他」に記載すること。なお、ハードウェア構成(端末やネットワーク機器等も含む)は、平成30年度導入予定と同じものを想定することとする。

また、その他システム保守以外に更新経費が発生すると想定される場合は、全ての経費を記載すること。ただし、以下の経費については記載しないこととする。

- (1) 法改正に係るシステム改修費は除く。
- (2) 本市の事情によるシステム改修は除く。

6 契約終了時のデータ移行

提案システムを導入してから契約終了後、さらに他社のシステムを導入することとなった場合に、必要となる提案システムからのデータを4回抽出し、再更新後のシステムに利用できるデータに変換すること。併せてテーブル一覧、レイアウト資料などのデータ内容説明資料を作成し、提出すること。

これらに係る費用は、(様式3) 受託業務内訳書の ②次期住民情報システム運用維持管理等業務委託(仮称)「5 データ抽出費」に記載する見積金額(消費税等抜き)を上限として、提案システムを更新する際に別途契約する。ただし、受託者がシステム再更新における契約者となった場合は、当該経費は支払わないものとする。